

平成 23 年 5 月 13 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730044

研究課題名 (和文) 刑法における情報の保護—営業秘密侵害罪の射程と意義—

研究課題名 (英文) Trade secrets protection under the criminal law

研究代表者

一原 亜貴子 (ICHIHARA AKIKO)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：30400071

研究成果の概要 (和文)：本研究は、営業秘密侵害罪につき、不正競争防止法の平成 21 年改正により、①平成 15 年に新設された当初の「不正競争行為」としての側面が大きく損なわれ、同罪はもはや営業秘密という「財産」を侵害する罪ともいえるべきものへと変化したこと、及び②このことにより、無体物たる情報そのものの保護を認めていない刑法典上の財産犯諸規定との整合性を欠いていることを明らかにした。

研究成果の概要 (英文)：This research examines the significance of the revision of Unfair Competition Prevention Act in 2009 concerning trade secrets protection under the Japanese criminal law system. It mainly demonstrates the following two important points. First, whereas the original meaning of the penal provision for the infringement on trade secrets, newly established in the Unfair Competition Act in 2003, was to protect them in order to prevent unfair competition, the revision in 2009 should be understood as reducing the meaning and as bringing about a new sense of protecting trade secrets as “property.” Second, as a result of this change, there occurs an important inconsistency between the revised Act in 2009 and the Penal Code that does not give legal protection to information as such.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総 計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：刑法学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：営業秘密

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成15年、不正競争防止法の中に他人の

営業秘密を侵害する行為に対する罰則が新設

された。高度情報通信社会の進展に伴って情報の利用が著しく拡大しており、企業がもつ営業秘密に限らず、情報の持つ価値が非常に高まっていた。このような中で、刑法が情報の保護において如何なる役割を果たすべきかを探求したい。

(2) 平成15年の営業秘密侵害罪導入については、特に刑法学者によるものとしては、各条文の解説等にとどまるものが多く、その内容を詳細に検討したものは見当たらなかった。しかし、刑法学説においては、かつて、営業秘密の保護についていくつかの立法的解決が提案されていた。そこで、かつての議論と実際に導入された営業秘密侵害罪との対比を踏まえて、刑法による情報保護のあるべき姿を探る。

2. 研究の目的

(1) 営業秘密侵害罪の比較法的検討・分析

営業秘密に対する侵害は国境を越えた問題として認識されており、欧米諸国だけでなく、アジア諸国においても、我が国に先駆けて営業秘密に対する刑事罰が導入されている。そこで、ドイツ及び韓国における規定及び議論との比較法的考察を行う。ドイツでは我が国と同様、不正競争防止法の中に営業秘密侵害罪の規定が置かれており、財産犯諸規定の検討も含めて、比較法的考察の対象として最適である。また、韓国は、不正競争防止法の名称を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更するなど、営業秘密保護に対する強い姿勢を示している点で非常に興味深い。

(2) 刑法上の財産犯規定の解釈の再検討

営業秘密侵害罪が導入される以前、我が国においては、企業が保有する営業秘密を侵害する行為に対して、刑法の財産犯の諸規定を

広く解釈することによって、一定の範囲で処罰がなされてきた。しかし、そこでの解釈には学説からの批判も多く、有体物である財物を客体とする刑法上の財産犯規定によって、それ自体は無体物である営業秘密という情報を不正に取得・使用・開示する行為を処罰しようとすることには限界があった。そこで、営業秘密侵害罪が設けられたことにより、従来の財産犯規定の理解を改めて見直すことで、本来の財産犯の射程を明らかにする。

(3) (1) 及び (2) での検討を踏まえて、最終的に、無体物である情報の、刑事法による保護の在り方を探求する。

3. 研究の方法

(1) 文献に基づく比較法的研究

営業秘密への侵害行為に対する刑事的制裁を導入したドイツ及び韓国の立法状況及びその運用について、確認し、検討する。

(2) 外国研究者との情報交換

ドイツ及び韓国の刑事法研究者と情報交換を行う。

4. 研究成果

(1) 営業秘密侵害罪の意義と射程を明らかにするにあたり、まず同罪の保護法益を明らかにする必要がある。そこで、営業秘密侵害罪導入以前における、営業秘密保護をめぐる我が国の議論を出発点として、保護法益の内容を検討した。その際、我が国と同様に不正競争防止法の中に営業秘密を侵害する罪を規定しているドイツの議論を参考にした。我が国においても、またドイツにおいても、営業秘密侵害罪は企業の個人的な利益のみならず、「公正な競争秩序」という公益ないし社会的法益をも保護しようとするものであるとの理解が圧倒的に有力である。しかしながら、ド

ドイツ不正競争防止法が例外的に刑事訴追官庁の権限による介入を認めており、このことから、同法が社会的法益をも保護していることは否定し得ないと指摘されているのとは対照的に、我が国の不正競争防止法は、営業秘密侵害罪を例学なく親告罪として規定している。これは、刑事手続過程においてさらなる営業秘密漏洩の危険があることから、訴追を被害者である営業秘密の保有者の意思にかからしめるものであるが、ここでは、競争秩序という公益は、被害者である事業者の個人的利益の背後に大きく退いている。また、「公正な競争秩序」の内実は明らかでなく、このような法益理解からは、如何なる行為が法益侵害行為として処罰されるのかを導き出すのは困難である。したがって、我が国においては個人的法益が第一次的法益であると解さざるを得ない。そして、営業秘密の本質が、その財産的価値ではなく、さらにその基礎となっている競争の価値にあると解すれば、営業秘密侵害罪の保護法益は、競争財産としての営業秘密を保持することから得られる利益である、ということになる。このことは、営業秘密侵害罪が刑法典ではなく不正競争防止法に置かれたこととも整合する。

(2) 平成21年に行われた不正競争防止法の改正改正により、他人の営業秘密を不正に侵害する行為については、ほぼ網羅的に処罰することが可能となり、営業秘密侵害罪は完成形に近付いたとも言える。しかし他方で、以下の二つの点から、営業秘密を侵害する行為の広汎な処罰を可能とするために、営業秘密侵害罪の不正競争としての側面よりも、営業秘密自体の財産的価値を侵害する行為としての側面がより強調されることになった。第一に、営業秘密侵害罪の中心的行為が、営業秘密の不正使用・開示行為から、不正取得・領得行為とされたこと。第二に、目的要件の内容が

「不正の競争の目的」から「不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的（図利加害目的）」に変更されたこと、である。これにより、営業秘密侵害罪が不正競争防止法の中に規定されていること、並びに同罪と刑法上の財産犯諸規定との関係について、整合的な説明がより困難になった。

(3) 営業秘密侵害罪は、平成15年に導入されて以来、数度の改正を繰り返して罰則が強化されていたものの、実際には殆ど適用された事案が見当たらない。その理由は、規定の利用し辛さにもあると考えられるが、一番の原因は、公判において営業秘密の内容が明らかにされることにより、その保有者が二次的損害を被る怖れがある、という点に存するであろう。この点については既に、公判手続において営業秘密の内容を非公開にすることができるよう不正競争防止法を改正する動きのあることが報じられている。ところで、仙台地裁平成二一年七月一六日判決は、営業秘密を侵害する行為に対する罰則が初めて適用された事例である。しかし、同判決は、およそ営業秘密の要件である秘密管理性を充たしていないと思われる情報の開示行為に対して営業秘密侵害罪（不正競争防止法21条1項）の適用を認めた点で疑問がある。

(4) 平成22年度には、ドイツ・ゲッティンゲン大学において、営業秘密の刑事法的保護に関して情報交換を行った。ドイツにおいても営業秘密侵害罪は不正競争防止法の中に置かれており、我が国の規定との比較に適しているため、本研究ではこれまでも文献を通じて比較法的検討を行ってきたが、この情報交換により得られたドイツにおける最新の議論は今後の研究の発展に資するものと思われる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 一原亜貴子「営業秘密侵害罪に係る不正競争防止法の平成21年改正について」岡山大学法学会雑誌、査読無、60巻3号(2011年)45-62頁。
- ② 一原亜貴子「不正アクセス行為により取得したパチンコ店の割数及び売上金額等を競合パチンコ店へ開示した行為につき、不正取得後営業秘密開示罪の成立が認められた事例」岡山大学法学会雑誌、査読無、60巻3号(2011年)119-126頁。
- ③ 一原亜貴子「営業秘密の刑事法的保護」銀行法務21、査読無、55巻8号(2011年)掲載予定。
- ④ 一原亜貴子「営業秘密侵害罪の保護法益」小樽商科大学商学討究、査読無、59巻4号(2009年)165-197頁。(小樽商科大学学術成果コレクション
<http://barrel.ih.otaru-uc.ac.jp/handle/10252/2314>)

〔学会発表〕(計1件)

- ① 一原亜貴子「不正競争防止法による営業秘密の刑事法的保護」第11回関西大学・漢陽大学校共同シンポジウム(2009年8月27日)、漢陽大学校(ソウル)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

一原 亜貴子 (ICHIHARA AKIKO)

岡山大学・大学院社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：30400071